



TIBC Global Scholarship 募集要項

1. 目的

本奨学金は、日本で語学学習をし、自身のキャリアアップにつなげたい学生の育成に資することを目的とする。このため、日本語教育機関、または、そこに所属する（もしくは所属していた）教師からの推薦状を受けた、外国人留学生に対し、奨学金を支給する。

2. 応募資格

次の各号の全てに該当する者

- (1) 募集要項を熟読し、本校の用意したフォーマット（履歴書）へ正確に記入し、同書を指定アドレスへ返信した者。
- (2) 上記書類を提出する際に、日本語教育機関等、または、そこに所属する（もしくは所属していた）教師からの推薦状を受けた者。
- (3) 2024年10月より日本へ留学が可能な者。
- (4) 日本の学生として滞在できるビザが取得可能な者。
- (5) 本校の定める規則等を遵守できる者。
- (6) 心身ともに健康である者。

3. 修了証書の交付

半年間/1年間、日本語学科で日本語を学んだ者には、学業修了証が交付される。

4. 奨学生の学費免除内容

通常：【6ヶ月間奨学金】 授業料 30万円+入学金 10万円+教材費 2.25万円+施設維持費 5万円
計 47.25万円のところ、全額免除：授業料 15万円免除
(注) 授業料 15万円+入学金 10万円+教材費 2.25万円+施設維持費 5万円
合計 32.25万円は学生実費となる。

【1年間奨学金】 授業料 60万円+入学金 10万円+教材費 4.5万円+施設維持費 10万円
計 84.5万円のところ、全額免除：授業料 30万円免除
(注) 授業料 30万円+入学金 10万円+教材費 4.5万円+施設維持費 10万円
合計 54.5万円は学生実費となる。

5. 支給期間

2024年10月1日から2025年3月末日までの半年間、2025年9月末日までの1年間

6. 応募方法

指定 URL より履歴書フォーマットをダウンロードの上記入し、所属する（またはしていた）日本語教育機関からの推薦状とともに、メールへ添付し指定アドレスへ返信する。

7. 応募書類

- (1) 履歴書（写真付）
- (2) 推薦状

8. 応募書類の提出期限

2024年4月10日（水）から2024年5月15日（水）正午（日本時間）までにメールにて送付とする。（担当上村まで：連絡先は下記17項を確認）
なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

9. 選考方法及び結果の通知

学校長は7項により応募のあった者について本校に設置する選考委員会に諮り、面談に進む候補者を決定する。結果は個人へメール等にて連絡をする。2024年4月、5月に面談を行い6月よりビザ申請の準備を行う。

10. 受給者の義務

- (1) 本奨学生への内定者は速やかに入学に関する書類を提出し、ビザの取得をしなければならない。
- (2) 2024年10月に本校日本語学科に入学しなければならない。
- (3) 本校にて英語アシスタントを最低週1コマ（90分）、もしくは母語による特別講義などを計画し月に一度行い、本校日本人学生との行事や交流会へ参加しなければならない。
- (4) 半年に6回、1年で12回の学生募集やPR活動へ参加しなければならない。

11. 日本語学科について

午前・午後の2部制となっており、どちらかに在籍する。

また、その際に午前・午後を選択することはできず、当校初日のプレースメントテストにて決定する。

08:45から12:10まで(午前クラス) 13:00から16:25まで(午後クラス)

授業日数及び時間: 年間 205日 820時間

12. 奨学金給付の休止または修了

受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合は、本奨学金の支給を中止するとともに、全額返金しなければならない。

- ①授業への出席率が90%を下回った場合。
- ②本奨学金受給者の義務を怠った場合。
- ③本校の学則に違反した場合。
- ④応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合。
- ⑤この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
- ⑥その他受給者として相応しくないと本校が判断した場合。

13. 関東の一个月の生活費の参考支出

通学費	食費	住居費	光熱費	医療費	趣味・娯楽	雑費	合計
5,000円	28,000円	39,000円	7,000円	3,000円	7,000円	7,000円	96,000円

※参考: JASSO 平成29年度私費外国人留学生生活実態調査概要

14. その他(注意事項等)

- (1) 奨学生期間を修了後、継続して学習を希望する者は、2年次の納入金(69.5万円)を実費で支払い、継続して就学することが可能である。
- (2) 奨学生期間終了の場合、その在留カードの滞在可能期間に関係なく、修了後2025年4月15日(6ヶ月間奨学生)、2025年10月15日(1年間奨学生)までにビザを放棄し日本から出国しなければならない。
- (3) 奨学金受給期間中に途中で個人理由により奨学生を終了し帰国する場合、すぐに出国しなければならない。また、その際に学費等の払い戻しは行わない。
- (4) 12項に該当し、奨学金の支給を打ち切られた者はただちにビザを放棄し、日本から出国しなければならない。
- (5) 入国管理局による在留資格認定証明書(COE)の発行が遅れる場合があるが、この遅滞に対し本校は責任を負わない。また、それに伴う費用の減額もしない。

15. 個人情報の取り扱い

応募・推薦状上の個人情報は、本校の実施する学生支援事業にのみ利用し、その他の目的には利用しない。

16. 問い合わせ先

〒111-0052 東京都台東区柳橋2-7-5

ホームページ: <http://www.tibc.jp/>

Facebook: Japanese Language Department at TIBC

Instagram: tibc_japanese_studies

TEL: 03-5825-8338 FAX: 03-3863-0147

応募書類の提出先

担当: y_uemura@tibc.jp (上村)